

令和2年3月11日

教職員・学生 各位

学 長

**【重要】新型コロナウイルス感染症の発生について（その8）**

本件に関し、外務省、文部科学省から通知がありましたので、本学における取扱いを変更いたします（主たる変更箇所は下記のとおり。また、変更後の全文は、下記にあります。）。

なお、各人におかれましては、引き続き最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いの励行等に努めてください。

また、人の多く集まる場所にむやみに出かけないなど同感染症の拡大防止のために留意してください。

記

（主たる変更箇所）

**【中国・韓国から来日する者】**

3月9日から3月末日までの間（この期間は更新され得ます。）日本人、外国人を問わず、中国又は韓国から（経由を含む。）来航する飛行機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者は、検疫法等により隔離等を行い、検疫所長が指定する場所において14日間待機することになり、国内においては、公共交通機関は使用できません。

当該期間に日本へ入国しようとする学生は、適切なスケジュールで行動するよう十分注意してください。

加えて、イタリア北部地域などに滞在歴のある外国人を対象に我が国への入国を拒否する措置が実施されるなどの報道もありますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

**【海外への渡航（感染症危険レベル）】**

レベル3に引き上げ

（イタリア）

- ・ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、サンマリノ

(イラン)

- ・アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

レベル2に引き上げ

(韓国)

- ・大邱(テグ)広域市及び慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡及び軍威郡以外の地域

【以下、追記】

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について

(外務省海外安全HP)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

(変更後の取り扱い全文)

【中国・韓国等から来日する者】

- 1 3月9日から3月末日までの間(この期間は更新され得ます。)日本人、外国人を問わず、中国又は韓国から(経路を含む。)来航する飛行機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者は、検疫法等により隔離等を行い、検疫所長が指定する場所において14日間待機することになり、国内においては、公共交通機関は使用できませんので、当該期間に日本へ入国しようとする学生は、適切なスケジュールで行動するよう十分注意してください。

加えて、イタリア北部地域などに滞在歴のある外国人を対象に我が国への入国を拒否する措置が実施されるなどの報道もありますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

【海外への渡航(感染症危険レベル)】

- 2 外務省が発出している感染症危険情報において、以下の地域が感染症危険レベル3(渡航は止めてください(渡航中止勧告))とされていますので、当該地域への渡航を禁止します。

(中国)

- ・湖北省全域、浙江省温州市

(韓国)

- ・慶尚北道（慶山市、永川市、安東市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、清道郡）、大邱広域市

(イラン)

- ・コム州、テヘラン州、ギーラーン州

(イタリア)

- ・ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、サンマリノ

また、以下の地域が感染症危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）とされていますので、不要不急の渡航は止めてください。

(中国)

- ・中国のその他の地域

(韓国)

- ・韓国のその他の地域

(イラン)

- ・イランのその他の地域

(イタリア)

- ・上記5州を除くイタリア全土及びバチカン市国

加えて、インドが未入国の日本人などに事前発給したビザを無効とし、渡航を一時停止するとの措置が取られたり、中国の北京市、上海市、タイ国では、日本からの入国者に対し、自宅待機や外出制限を求めているなどの報道もありますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について

(外務省海外安全HP)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【症状がある場合の取扱い等】

3 海外からの帰国・入国の有無を問わず、本学すべての役職員・学生が対象

(1) 発熱等の風邪症状が見られる場合は、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp) に連絡し、その指示に従うこと。この場合、毎日、体温を測定し、記録しておくこと。

(2) 「帰国者・接触者相談センター」への相談

①以下のいずれかに該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合  
帰国者・接触者相談センター(能美市の場合)

南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0796

②「帰国者・接触者相談センター」に相談の結果、新型コロナウイルスの疑いがある場合は、「帰国者・接触者外来」を紹介されるので、当該医療機関のみを受診すること。

③受診の際にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえる。)を徹底した上で自家用車等を利用すること。

④受診後、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp) に受診結果を連絡すること。

(3) 以下に該当する役職員・学生は、重症化しやすいので、(2)の状況が2日程度続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

- ・ 高齢者(WHOの定義では、65歳以上)
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

(4) 妊婦においては、念のために、重症化しやすい(3)と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

(5) 小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はないので、(1)と同様の対応をしてください。

#### 4 海外在住時の取扱い

海外において発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の症状があった役職員・学生は、現地医療機関で受診するとともに、その受診結果(診断書があれば、原文及び英語訳したもの)を [kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp) に連絡すること。

#### 5 海外から日本に帰国・入国する際の取扱い

(1) すべての役職員・学生は、海外で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点での健康状態(発熱、呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の有無、解熱剤又は咳止めの服用の有無)について、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp) に連絡すること。

(2) 日本に帰国・入国時に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行うとともに、その指示に従うこと。また、(1)の報告にあわせ [kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp) にその旨連絡すること。